

# 令和6年度小坂町地域おこし協力隊募集要項

## 1. 趣旨

人口減少や高齢化の進行が著しい中、町外の意欲のある人材を積極的に受け入れ、新たな視点や発想により地域力を向上させ、地域コミュニティの維持・活性化を図り、充実した生活ができる地域をつくることを目的として、小坂町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を募集する。

## 2. 募集人数 2名

## 3. 活動内容

(1) グリーンツーリズム推進事業への従事：1名

- ・ブドウ栽培作業（畑の管理を含む）
- ・小坂七滝ワイナリーでの醸造および出荷作業
- ・ブドウ栽培やワインを通じた各種イベント等への参加
- ・事業推進のための企画提案
- ・広報やSNSでの活動内容等の発信

(2) デジタルスキルを活かしたまちづくりサポーター：1名

- ・デジタルツールの普及サポート、企画提案
- ・SNS等を活用した情報発信
- ・移住相談者への対応、受入サポート  
(移住体験ツアーの企画および案内、空き家・空き地バンクの相談対応等)
- ・移住定住促進にむけた各種イベント等への参加

## 4. 募集対象

以下の(1)～(7)の全てを満たす者

- (1) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等(※)に住民票を有し、協力隊として小坂町に住民票及び生活の拠点を移して活動ができる方
- (2) 年齢・性別不問、心身ともに健康な方  
※農水省による就農支援事業は49歳以下の年齢要件有り
- (3) 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に高い意欲のある方
- (4) 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方
- (5) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転ができる方
- (6) パソコンおよびモバイル端末の操作ができる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

※(1)「三大都市圏をはじめとする都市地域等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村

## 5. 活動場所

### (1) グリーンツーリズム推進事業への従事

小坂町役場観光産業課内 ※現場での作業が主になります

### (2) デジタルスキルを活かしたまちづくりサポーター

小坂町役場総務課内 ※町外での研修・会議等へ参加することがあります

## 6. 活動時間

原則として1週間のうち5日活動（1週間あたり35時間）

活動時間帯は、活動内容によって変動します。

※毎月活動報告書を提出していただきます（ホームページなどに掲載する場合があります）。

## 7. 雇用形態

小坂町会計年度任用職員として、小坂町長が任命します。

※勤務時間外であれば副業が可能ですが、事前に小坂町へ確認し許可を得ること。

また、以下の全てを満たすこと。

- ①本来の活動に支障が無いこと
- ②利害関係者等と不適切な関係にならないこと
- ③公序良俗に反しないこと

## 8. 活動期間

採用の日から令和7年3月31日まで。

※以降、1年単位（年度毎）で更新し、最長で令和9年3月31日まで延長することができる。

## 9. 待遇等

(1) 隊員の給与は月額給与とし、初年度は月額187,678円（令和5年度時点）とする（期末手当・勤勉手当有、昇給有、時間外勤務手当有）。

(2) 社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険、非常勤職員等公務災害補償制度の加入有り。

(3) 研修への参加費や旅費は、町職員の例により予算の範囲内で町が支給する。

(4) 活動に車両を必要とする場合、町が準備し無償で貸与する。

(5) パソコン及びWi-Fi通信機器を活動に必要とする場合、町が準備し通信費の一部を負担する。

(6) 住居は小坂町移住体験住宅もしくは町が借りあげた賃貸物件とする。

(7) 光熱水費は隊員の負担とする。

(8) 引越しに必要な経費は、隊員の負担とする。

(9) その他、活動に必要な経費等は予算の範囲内で町が負担する。

## 10. 申込受付期間

履歴書（市販のもの可）と活動目標（様式1）に必要事項を記入し、令和6年3月29日（金）※消印有効まで下記の送り先まで郵送する。

○送り先

〒017-0292

秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地4 1-1

小坂町役場総務課企画財政班「地域おこし協力隊募集係」

なお、受付期間までに申込がなかった場合、受付期間以降に選考審査を随時実施することもある。その場合は定員に達し次第、募集は終了する。

## 1 1. 審査方法

### (1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を文書で通知する。

### (2) 第2次選考

- ・第1次選考合格者を対象に面接試験を小坂町にて実施する。ただし、面接試験実施日は協議のうえ決定する。
- ・交通費等は個人負担とする。
- ・選考結果は後日通知する。